

屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

1. 特例許可とは

本市条例では、許可地域においては許可基準に適合させる必要がありますが、特に必要と認めるときは、基準に適合しない場合でも許可することができるとしています。

また、広告物等の表示又は設置を原則として禁止している禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは、許可することができるとしています。

これらの許可を「特例許可」といい、許可にあたっては景観総合審議会（屋外広告物部会）の意見を聴いた上で、判断することとなります。

第 10 条：市長は、広告物等の表示又は設置が許可基準に適合しない場合においても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、許可をすることができる。

第 12 条：市長は、禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、広告物等の表示又は設置を許可することができる。

2. 特例許可の基本的な考え

特例許可として妥当かの判断は、下記の（１）に記載のいずれかの観点から、特に必要と認められるもので、かつ良好な景観の形成と安全性に支障のないものかを確認のうえ、行っていきます。

良好な景観の形成と安全性については、下記の（２）及び（３）に示す項目により確認します。

（１）特例許可の必要性

① 公益性・社会貢献

（例：地域や市民にとって広く必要なもの、地域の利便性向上のため特に必要なもの）

② 地域のまちづくりへの還元

（例：公共物の維持管理や地域活性化などの地域のまちづくりや活動に、収入等が還元されるもの）

③ まちのイメージアップ・活性化

（例：観光や経済の観点から、まちの魅力向上や賑わい向上に資するもの）

（２）良好な景観の形成

① 広告物等の意匠に関する工夫（色彩やレイアウトなど、広告物等自体のデザイン性に関する工夫）

② 周囲の景観に対する影響と配慮（周囲の景観に対する影響と、調和等のための配慮）

③ 眺望景観に対する影響と配慮（周辺の主要な視点場からの眺望景観における影響と、保全等のための配慮）

（３）安全性

① 広告物等の構造及び設置方法の安全性の確保（禁止物件に設置する場合や、特殊な表示方法を用いる場合等）

② 道路交通への影響と対応（道路上に設置する場合などにおいて、警察及び道路管理者との協議結果等）

3. その他注意事項等

- ・特例許可を検討される場合は、本市への事前相談を早い段階で行ってください。
- ・上記の判断や事前協議は、掲出者が記入するチェックリストをもとに行っていきます。様式や添付書類など、詳しくはご相談ください。
- ・必要性や良好な景観の形成の判断にあたっては、掲出期間についても確認していきます。
- ・特例許可は、1件ごとの判断になりますので、特例許可とならない場合もあります。
(内容によっては、特例許可以外の適用除外条項を適用できる場合もあります)
- ・特例許可制度の適用を受けるには、本市との事前協議を行ったうえで、景観総合審議会（屋外広告物部会）の意見を聴く必要があります。
- ・許可期間満了後の継続許可、掲出内容の変更による変更許可については、特例許可の必要性が変わらないことが明らかかつ、自主ルールの策定など景観への配慮の担保がされるもので、当初の許可の時点の特例許可の際に景観総合審議会（屋外広告物部会）で了承されたものは、都市景観課との事前協議を条件とし、景観総合審議会（屋外広告物部会）での意見聴取済とする場合もあります。

連絡先 仙台市都市整備局計画部都市景観課景観係

住所：仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 本庁舎 7 階

TEL：022-214-8288 FAX：022-214-8300